

(平成 30 年 6 月 14 日受付)

親の離婚による子供の面会交流等について

■内容

自治体ホームページ中の離婚にかかるページに、面会交流・養育費に関する説明を掲載するよう要望します。

子供にとって自分を愛してくれる父(母)を突然奪われることは、子供の発育に大きな影響を及ぼすのみならず、同居親にもしものことがあった場合(虐待からの避難を除く)、孤児となる可能性もあることから、別居親との交流を図るのはとても大切です。

また、面会交流は民法766条にも定められた子の権利であり、同居親の都合により侵害されてはなりません。しかし、厚生労働省の資料によると実施しているのは約30%です。そのため同居親にとっての義務であることを広く知ってもらうため記事の掲載をお願いします。

■回答

法務省作成のパンフレットを、離婚届の用紙を受け取りに来られた方にお渡しするようにはしておりますが、ホームページでも情報が取得できるよう、離婚関係の情報のページに、法務省ホームページの「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」のページのリンクを貼り付ける方向で、関係課と調整してまいります。

【子育て推進課 こども家庭係】

※現在ホームページにリンク先を貼り付けています。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/subindex/life-kekkon.html>